## 逗子市 -Press Release-

2021年(令和3年)11月19日 逗子市教育委員会

# 国登録有形文化財(建造物)に係る答申について

「旧正力家別邸」、「須藤家住宅」が、国登録有形文化財に登録へ

#### ●国の文化審議会が文部科学大臣に答申

国の文化審議会(会長:佐藤 信)は、11月19日(金曜日)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、逗子市新宿に所在する「旧正力家別邸」及び「須藤家住宅」を登録有形文化財(建造物)に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。

#### ●対象物件の概要は

国登録有形文化財(建造物)へ登録を答申されたのは、「旧正力家別邸 主屋」、「同 蔵」、「同 葉 門」と、「須藤家住宅 主屋」、「同 旧ボイラー室」の5件(2箇所)です。それぞれの概要は付属資料のとおりですが、いずれも逗子海岸にほど近い新宿地区にあり、昭和前期の逗子の別荘文化を偲ぶことのできる住宅建築です。

#### ●国登録有形文化財(建造物)とは

「文化財登録制度」は、開発や生活様式の変化等により、文化財としての評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様な近代等の文化財建造物を、後世に幅広く継承していくために作られた制度です。

現状変更等を厳しく制限される「文化財指定制度」とは異なり、届出をすれば改築等も可能な、緩やかな保護措置が特徴です。

#### ●逗子市内の登録件数は

市内の国登録有形文化財(建造物)は、これまで「長島孝一家住宅主屋」(新宿)、「旧脇村家住宅主屋」(桜山)の2件(2箇所)でした。今回の答申のとおり告示されると、累計で7件(4箇所)になります。

※ 本件につきましては、国(文化庁)のほか、神奈川県においても同時に発表されます。 なお、2件とも個人の住宅として使用されていますので、公開しておりません。

#### 【付属資料】

答申された物件の概要

本件に関するお問い合わせ先

教育部 社会教育課 桐ケ谷正美・佐藤仁彦

電話:046-872-8153 (直通)

## 【付属資料】 答申された物件の概要 (1/2)

まゅうしょうりきけべっていぉ もゃ 旧正力家別邸主屋 (写真①-1)

**旧正力家別邸蔵** (写真①-2)

旧正力家別邸表門(写真①-3)

所在地 逗子市新宿

所有者 個人

建築年代 主屋:昭和前期/昭和14年改修、昭和36年增築、平成28年改修

蔵:昭和34年/平成28年改修

表門:昭和中期

数 量 3件(1箇所)

特 徴 等 逗子海岸の北に位置する別邸。

主屋は、東の玄関から南庭に面して、部屋を雁行して並べ、南西に書院造の座敷を配す。座敷上部に設けた洋室は、庭を臨む三面にガラス窓を入れ、開放的な造りとする。洋室の外部には欄干付の縁を巡らし、外観を和風にまとめた良質な住宅。

蔵は、主屋西側に位置する。鉄筋コンクリート造二階建、切妻造妻入の東西棟で、東面に戸口を設け、各階南北面中央に窓を開けて鉄扉を備える。外壁はリシン吹付仕上で、腰は刷毛引仕上。内部は各階とも一室で南東隅に階段を設ける。主屋西側の景観をつくる。

表門は、主屋の東に位置し、通りに東面する腕木門。主柱と冠木は皮付丸太で、 かくばしら ひかえばしら ぬき ひかえばしら ぬき ではなぎ 主柱は角柱の控柱と貫で固める。主柱で棟木を直接受け、軒桁を腕木で支持する。門口に板戸を吊り、屋根は銅板葺で棟は熨斗積とする。両脇に袖塀を付して屋敷表構えを整える数寄屋風の表門。

基 準 登録有形文化財登録基準1号該当(国土の歴史的景観に寄与しているもの)

写真①-1 旧正力家別邸 主屋



写真①-3 旧正力家別邸 表門



写真①-2 旧正力家別邸 蔵



## 【付属資料】 答申された物件の概要(2/2)

#### まどうけじゅうたくおもや **須藤家住宅主屋**(写真②-1) <sup>きゅう</sup> **須藤家住宅 旧 ボイラー室**(写真②-2)

所 在 地 逗子市新宿

所 有 者 個人

建築年代 主屋:昭和7年/昭和41年、平成12年改修

旧ボイラー室:昭和21年頃/昭和27年改修

数 量 2件(1箇所)

特 徴 等 逗子海岸近くに位置する住宅。

主屋は、東を玄関とし、内部は中廊下平面で、玄関脇に洋室の応接、南面中央に続き座敷と広縁、南西に洋室の書斎を配し、庭を臨む。二階は洋室と和室を東西に並べる。軒の出を押さえ、窓庇を水平に連続させて意匠平明な昭和前期の住宅。

旧ボイラー室は、主屋北側に位置するGHQが建築した建物。切妻造鉄板葺平入の平屋建東西棟で、南に戸口、三面に高窓を開け、外壁下見板張とする。内部はかつて西にボイラー、貯湯槽、東に石炭庫を配した。現在は一室の倉庫として利用する。昭和戦後の歴史を伝える。

基 準 登録有形文化財登録基準1号該当(国土の歴史的景観に寄与しているもの)

写真②-1 須藤家住宅 主屋



写真②-2 須藤家住宅 旧ボイラー室

